

令和6年度 第4回徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和6年8月21日（水） 午後3時00分～午後4時15分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南 委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 徳島県最低賃金額改正について、公益委員と労使委員の二者協議を繰り返し審議が行われた。

(2) 各委員の主張は下記のとおりである。

○労側委員

県からの回答で「目安を大幅に上回る引上げとなった場合には、支援策を次の県議会9月定例会において示す」というが「大幅」についての具体的な金額を是非知りたい。

組織内で調べると最低賃金に張り付いている労働者はほぼいない。最も低い賃金でも920円から930円、950円ぐらいの人が大半である。この辺りが徳島県の雇用市場における最下層であり、これらの層の労働者の生活改善を図る必要がある。

目安を大幅に上回る引上げとなった場合の支援では間に合わない事業主もいる。生産性を上げる取り組みが可能のところはいいが、そうでない事業主もいる。継続して補助金を出せるのか心配している。税金の使い道は様々であり、賃金引上げ支援だけに使えるわけではない。

○使側委員

県から賃金引上げの支援がなされることは、最低賃金を上げる勢いを増すことになり評価したい。公の場で具体的な支援策が示せないことは、「議会を通してないから」という理由は理解できるが、議会にかける支援案を説明してもらうことで随分変わると思う。

他県と同じように引き上げても、それだと足並みそろえて階段を上ることになる。それでは人材確保ができない。最低賃金が上がることによって全体的な賃金の底上げにはつながってくるので、人材確保にポジティブな影響をもたらす可能性もないことはないのではないか。

4 次回開催

8月29日（木）午後1時半から第5回徳島県最低賃金専門部会を徳島地方合同庁舎6階会議室において開催することとされた。